

八尾市教育委員会規則第 15 号

八尾市立小・中学校適正規模等審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 34 年八尾市条例第 195 号）第 1 条の規定に基づき、八尾市立小・中学校適正規模等審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 審議会は、八尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、八尾市立小学校及び中学校の適正規模等について調査審議し、意見を付して答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 八尾市立小学校及び中学校の校長
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る答申を行う日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第7条 委員の報酬の額は、会議に出席した日1日につき、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年八尾市条例第166号)別表中「その他の委員」について定める額とする。ただし、第3条第2項第1号の委員については、会議に出席した日1日につき21,000円とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(関係者等の出席)

第9条 会長は、必要があるときは、審議会の議事に関係のある本市職員その他の者を会議に出席させて発言させることができる。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月8日から施行する。